

## 1. 経緯と背景

千葉県消防長会違反是正推進連絡会は、新宿歌舞伎町火災を契機として、千葉県下31消防本部が参加して、平成16年度から開催しているところ。さらに平成21年度からは、消防法令違反是正事例研究会を年1回開催しており、県内消防本部から違反処理を担当する職員を選出し、「違反是正に関する事例集」をもとに実施してきたところです。

近年では、「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査結果」や「違反対象物に係る公表制度」の取組状況等が消防庁予防課から公表

され、各本部における予防行政への取組が注目されています。

そこで、本会では、平成26年度の事例研究会から、実施内容を一部変更し、上記取組を推進するための方策について検討することを取り入れるとともに、事例研究会の成果を消防本部へフィードバックする取組を推進しているところ。です。

今回は、近年の事例研究会の実施状況や、千葉県内の各消防本部の効果などの報告状況について紹介します。

# 消防法令違反是正事例研究会 の新たな取組について

千葉県消防長会違反是正推進連絡会（事務局：千葉市消防局予防部予防課査察対策室）



第1部 講演と弁護士相談（平成27年度）

# 違反是正

平成26年度法令違反是正事例研究会プログラム		
平成26年11月21日(金) 13:00~17:25 千葉県消防局講堂(千葉県中央区長洲1-2-1)		
予定時間	所要時間	内容
13:00~13:10	10分	開会 主催者挨拶・進行要領等説明
13:10~14:00	50分	事例1 事例研究(各班)
14:00~14:10	10分	休憩
14:10~15:00	50分	事例2 事例研究(各班)
15:00~15:10	10分	休憩
15:10~15:20	10分	事例1 研究結果発表(全体)
15:20~16:00	40分	事例1 に対する助言者からの 意見、質疑応答
16:00~16:10	10分	休憩
16:10~16:20	10分	事例2 研究結果発表(全体)
16:20~16:40	20分	千葉市の事例紹介(抱えている 問題点とその対応について)
16:40~17:20	40分	事例2 に対する助言者からの 意見、質疑応答
17:20~17:25	5分	閉会

## 2. 実施状況

### (1)平成26年度事例研究会

平成26年度は、千葉県消防局からアドバイザーを選出するほか、消防庁予防課の千葉違反処理対策官をオブザーバーとしてお招きし、①「関係部局との連携について各本部の取組状況について」と、②「効率的かつ効果的な違反是正について」の2事例についてグループ討議を実施しました。

1つ目の「関係部局との連携について各本部の取組状況について」は、一般財団法人日本消防設備安全センター違反是正支援センターから発行されている「違反是正に関する事例集」から選出したところです。2つ目の「効率的かつ効果的な違反是正について」は、千葉県消防局の取組事例をもとに、次の事項について検討しました。

#### ◆検討事例

「効率的かつ効果的な違反是正について」

#### ◆検討項目

- ① 立入検査及び効率的かつ効果的な違反是正について検討し、また、望ましい対応方法に

ついて検討を行いました。

- ② 年間の立入検査実施計画の策定にあたっては、どのように立入検査実施対象物を選定しているかを情報交換し、また、望ましい立入検査実施計画について検討を行いました。
- ③ 長期間にわたる立入検査の未実施、違反の放置又は繰り返し違反を防ぐために、どのような取組を実施しているかを情報交換し、また、望ましい効果的な違反是正のあり方について検討を行いました。

これに対して、オブザーバーの千葉違反処理対策官からは、全国の立入検査実施状況や違反処理の実施状況を踏まえた、今後の予防行政のあり方に関する消防庁予防課の考え方や方針などについてコメントがありました。

### (2)平成27年度事例研究会

平成27年度は、2部構成とし、第1部では、平成25年度から消防庁において実施している「違反是正に係る弁護士相談事業」において、各消防本部からの防火対象物の違反処理に関する法律相談等を受け付けている國重法律事務所の國重弁護士を講師としてお招きし、「実例に基づく消防法第5条の3、及び消防法第8条の2の4の適用要件について」と題した講演を実施後、事例研究会への参加者からの質疑に対して、法律家からみたアドバイスを受けました。

また、第2部では、「違反対象物の管理方法及び対応方法について」グループ討議を実施し、県内消防本部の消防大学校予防科修了者又は違反是正の推進に係る実務研修受講者等を県内4本部からアドバイザーとしてお招きし、アドバイザーとしてグループ討議へ参加するとともに、パネルディスカッションを実施しました。

#### 〔第1部 講演〕

國重弁護士よりご講演をいただいた後、違反是正に係る相談を実施し、個別具体的な事案に対して回答していただきました。

#### ◆違反是正に係る弁護士相談

- ① 防火区画未形成の対象物に対する違反処理について
- ② 立入検査の事前通告について 等

## 〔第2部 グループ討議〕

### ◆検討事例

「違反対象物（特に重大違反対象物）の管理方法及び対応方法について」

### ◆検討項目

- ① 違反対象物（特に重大違反対象物）の管理方法（だれが、いつ、何を、どのように管理しているか）について、現状の取組状況を分析するとともに、今後求められる管理方法についての検討を行い、また、各消防本部での取組状況について情報交換しました。
- ② 違反対象物（特に重大違反対象物）に対する現状の対応方法を調査し、重大違反対象物のうち5年以上未是正の対象物に対して、これまでどのように是正指導していたかなどを踏まえ、消防本部における違反処理の実施状況等を分析し、違反が是正されない原因や今後求められる運用方法についての検討を行いました。

これについて、グループ討議の結果を各班から発表した後に、パネルディスカッションを実施しました。



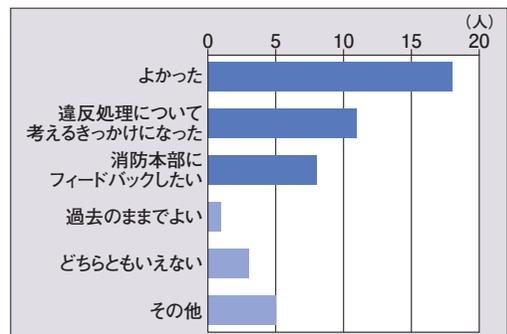
第2部 パネルディスカッション（平成27年度）

パネルディスカッションでは、各本部の取組状況等を発表するとともに、研修受講後の各本部の具体的な改善点や、新たに取り組みされていることについて討論しました。

最後に、國重弁護士から、違反処理の基準等については、各本部において整備されているが、なかなか警告、命令の上位措置へ移行できない実情を踏まえ、重大違反の対象物で火災が発生し死傷者が出たような場合、消防機関には生じる問題（問われる責任など）とは何か、また、この課題を早期に解消していくためには、何を意識していくことが重要なのかについてコメントをいただきました。

## 3. 平成27年度事例研究会のアンケート結果

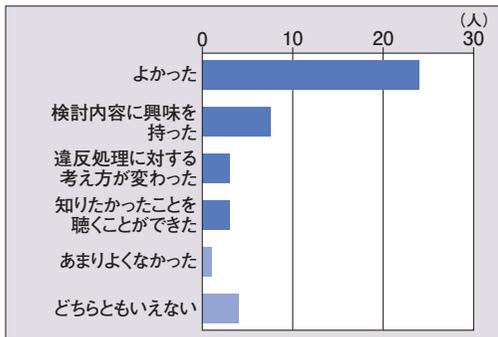
問1 今年の検討内容は、過去の違反処理の事例研究から方向性を変えてみましたが、いかがでしたか。（複数選択可）



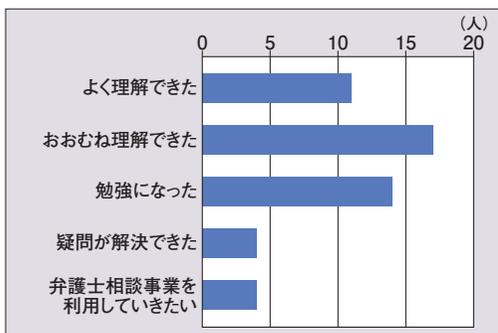
平成27年度違反是正事例研究会プログラム		
平成27年11月20日(金) 13:00～17:25 千葉市消防局講堂(千葉市中央区長洲1-2-1)		
予定時間	所要時間	内容
第1部	13:00～13:05	5分 開会 主催者挨拶・進行要領等説明
	13:05～14:05	60分 講演:國重慎二弁護士 法第5条の3命令について
	14:05～14:50	45分 弁護士相談事業による質疑 応答(國重慎二弁護士)
	14:50～15:00	10分 休憩
第2部	15:00～16:00	60分 研究会:グループ討議 違反対象物(特に重大違反 対象物)の管理方法及び対 応方法について
	16:00～16:10	10分 休憩
	16:10～16:30	20分 検討結果発表(全体)
	16:30～17:00	30分 パネルディスカッション
	17:00～17:20	20分 まとめ
	17:20～17:25	5分 閉会

# 違反是正

問2 パネルディスカッションについて  
(複数選択可)



問3 第1部の國重弁護士講演内容はいかがでしたか。(複数選択可)



このアンケート結果から、事例研究会が研修受講後の成果の発表の場となることで、各消防本部の違反是正に関する考え方や取組方法に変化がみられることがわかったところです。

## 4. これまでの取組について

これまで、千葉県消防長会違反是正事例研究会では、事例集に基づき、その手続等について検討・グループ討議を重ねてきたようですが、事例研究会の内容を変更するきっかけとなったものは何ですか。

**事務局** 千葉県内には重大違反対象物が数多く残っている純然たる事実を目の当たりにしまして、これまでの事例研究会の結果としては具体的な違反是正に結びついていないのではないか、また、受講する側も勉強に来てもらうだけで、現実感や危機感を持ってない事例研究会では意味がないのではないかと考え、事例研究会の手法を変えようという結論に至ったところです。

具体的な違反処理へ進むための研修の内容について伺います。

**事務局** 事例研究会のあり方も考え直さなければならぬ、どうしたら警告の第1歩を踏み出して、ひとつでも多くの重大違反を是正させることができるのかという視点に立ち、当該違反処理の手法について、これまで事例を挙げて検討してきたものとは違うアプローチで事例研究会を開催しました。

これまでの事例研究会とは違うアプローチとはどういうことでしょうか。

**事務局** 平成27年度の事例研究会ではアドバイザーとして、消防大学校の特別講習や消防庁の実務研修に参加された方などを対象に、千葉市以外の消防本部の方にも協力をいただいたところです。

また、事例研究会の参加者には、調査票という形で事前に研究をしてもらい、臨んでもらっています。さらに各消防本部の状況を共有してもらうために、班ごとに班員の調査票を事前に見てもらおうようにしました。

重大な消防法令違反対象物の情報共有をされているようですが、その内容について教えてください。

**事務局** 県内の予防課長が委員として開催しています「千葉県消防長会違反是正推進連絡会」においては、消防本部ごとの重大な消防違反のある対象物数やその推移などをオープンにし、千葉県全体でこの問題に対峙していくことを決定し、情報共有しているところです。

平成27年度の違反是正事例研究会においても、その推移について情報共有し、違反処理が進んでいる本部の状況などについてグループ討議したところです。

議題①「違反対象物(特に重大違反対象物)の管理方法について」どのような検討が行われたのか教えてください。

**事務局** データの管理、違反是正指導の進捗管

理をしていくことは、組織にとっても極めて重要となるものです。

担当者が変わったとしても、是正指導が絶たれてしまわないよう、又は幹部が是正指導の進捗を的確に把握し、指示を出すためにも、データを適正に管理していくことが求められるのだという認識を共有できたかと思えます。

「違反処理へ移行する」、「警告書を交付する」ためには、このデータ管理について改めて各消防本部の運用状況を確認し、組織全体としてチェック機能を持たせられるように、マネジメントすることを確認したところです。

議題②「違反対象物（特に重大違反対象物）に対する対応及び今後求められる運用について」どのような検討が行われたのか教えてください。

事務局 管理部門に所属している職員の方には、規程の整備などその実施体制について検討することも必要なのだと思えます。

また、査察を担当する職員の方には、まずは自分が担当した防火対象物については自ら最後まで完結するという気概を持って一つひとつ重大違反を解消していくことが求められるのだと思えます。

そのためには、まずはデータの入力等について、しっかり管理をしていくことから実施していく必要があると考えます。

このグループ討議においても、違反処理に移行しなければいけないというのは、理解されていますが、「警告に移行しない理由」あるいは「違反処理に移行できない理由」について報告されました。

千葉県では、重大な消防法令違反のある対象物が多数存在しており、的確な違反処理への移行が必要なのだと考えます。

この事例研究会に参加した成果として、所属に帰ったら、まず、違反対象物に対して「警告を実施しましょう」と意思統一したところです。

そこから自分自身が、そして組織が変わっていくものと考えます。

平成28年度消防法令違反是正事例研究会プログラム		
平成28年11月22日(火) 13:00~17:00 千葉市消防局講堂(千葉市中央区長洲1-2-1)		
予定時間	所要時間	内容
13:00~13:10	10分	開会 主催者挨拶・進行要領等説明
13:10~14:10	60分	違反処理事例の発表 (1事例あたり20分を想定)
14:10~14:20	10分	休憩
14:20~15:20	60分	グループ討議 違反処理の是正方針等
15:20~15:30	10分	休憩
15:30~16:00	30分	研究結果発表(全体)
16:00~16:40	40分	パネルディスカッション 査察業務の取組状況等
16:40~16:50	10分	まとめ
16:50~17:00	10分	閉会

## 5. 今年度の取組

平成28年度の事例研究会では、3部構成で行うこととしました。

### (1)違反処理事例の発表

最近の取組状況について、違反処理を実施した事例(警告、命令等)を発表するもの(必要に応じて違反処理関係書類等の添付あり)です。

### (2)グループ討議

現在、各消防本部が抱える違反対象物(屋内消火栓未設置、スプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備未設置など)の実例を元に、今後の是正方針等をグループ討議するものです。

### (3)パネルディスカッション

平成27年度違反是正の推進に係る実務研修の受講者をパネラーとし、受講者の所属する消防本部における査察業務の取組状況等についてパネルディスカッションを行うものです。

今後も千葉県消防長会においては、消防法令違反是正事例研究会を開催し、1件でも多く重大な消防法令違反を是正するための事例研究会を開催したいと考えています。

その結果、県内の消防本部がそれぞれ重大な消防法令違反に真摯に向き合い、そして、千葉県の現状を少しでも改善できればと考えています。